

水 給 占 第 3 0 9 号  
令和 7 年 1 月 2 7 日

指定給水装置工事事業者

指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課長  
( 公 印 省 略 )

## 給排水設備工事の手続等について（通知）

（ 工事連絡（せん孔・撤去）票の変更  
（地域下水道（牟礼岡団地・松陽台）の手続方法の変更）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「工事（せん孔・撤去）連絡票の様式」、「地域下水道（牟礼岡団地・松陽台）の手続方法」の見直しを行いました。運用につきましては、令和 7 年 1 月 8 日（月）から開始します。詳細は下記及び裏面をご参照ください。

ご理解のほど、よろしくお願ひします。

記

### 1. 工事連絡（せん孔・撤去）票の変更

#### 【主な変更内容】

- ・記入内容の整理（簡略化）
- ・添付資料の見直し（台帳の写し（位置図付き）、道路占用許可書・道路使用許可書）

#### 【改正版の配布】

記入方法・新様式データにつきましては、水道局ホームページの「指定工事事業者向けのお知らせ・通知など」または「様式集（給水装置工事及び排水設備工事）」（1月8日以降）からダウンロードできます。

## 2. 地域下水道(牟礼岡団地・松陽台)の手続き

これまで、一般住宅以外の申請については、南部清掃工場にて事前協議をした後、給排水設備工事の申請を行うようにお願いしていたところですが、裏面に記載の運用開始日より、取付管を個人負担にて布設もしくは撤去する場合を除き、南部清掃工場での事前協議が不要になりますので、直接、給排水設備課へ申請ください。

また、牟礼岡団地地域下水道については、公共下水道へ接続されているため、「特定施設または除害施設を有するもの」、「1日あたりの排水量が50m<sup>3</sup>を超えるもの」の申請を行う場合は、水再生課水質係（南部処理場）との事前協議が必要となりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 給排水設備課

南部審査係：Tel 099-213-8523

北部審査係：Tel 099-213-8524